

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例新旧対照表(第1条関係)

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
省略			省略		
(38) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	省略		(38) 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	省略	
省略			省略		

前橋市旅館業法等施行条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(清純な施設環境が害されるおそれがある施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(市長が意見を求める者)</p> <p>第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(宿泊の拒否)</p> <p>第12条 法第5条第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>	<p>(清純な施設環境が害されるおそれがある施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(市長が意見を求める者)</p> <p>第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(宿泊の拒否)</p> <p>第12条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>